

新修 名古屋市史だより



32
2014.03

名古屋市市政資料館

第29回「新修名古屋市史を語る集い」から

「新修名古屋市史」編さん事業は、本文編に続き平成十四年度から資料編の編さんに着手してきましたが、いよいよ今年三月に最後の「近代3」を刊行し、五月下旬から発売できる運びとなりました。

こうした中、昨年十二月十四日、ウィルあいち（名古屋市中区）で「第29回新修名古屋市史を語る集い」を開催しました。本丸御殿玄関・表書院の公開で話題を集める名古屋城にちなみ、近世・近代のお二人の専門家に、「新修名古屋市史」に関連する講演を行っていただきました。

会場には、名古屋城に関心のある市民や歴史愛好家の方々二五〇名が訪れ、二時間半にわたる充実した集いとなりました。今回はその内容をご紹介します。

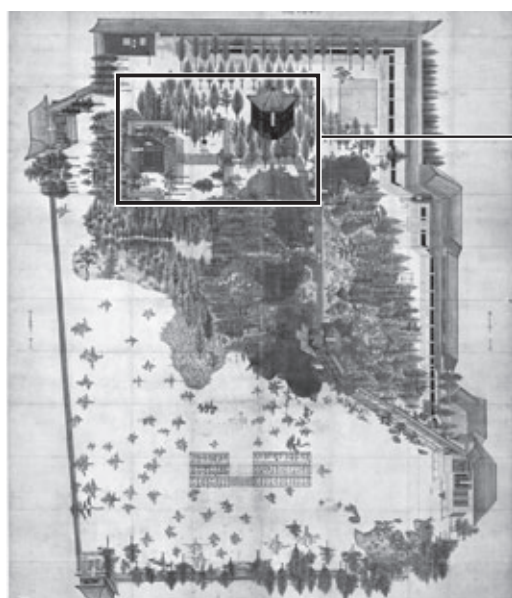
徳川義直と学問

名古屋外国語大学教授 鵜飼 尚代

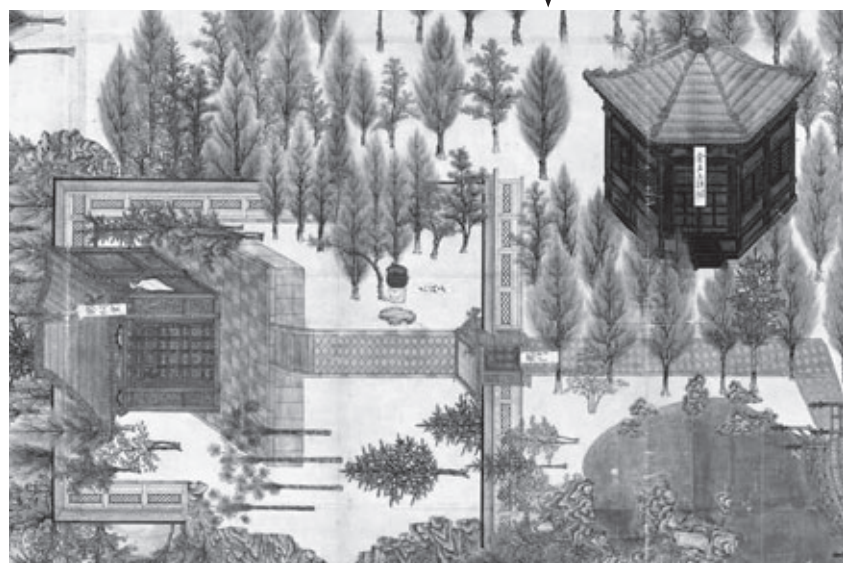
ただいまご紹介にあずかりました名古屋外国語大学の鵜飼尚代と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私は新修名古屋市史の第三巻「近世1」の専門委員として執筆も担当させていただきました。旧名古屋市史は非常によくできておりますが、漢字が旧漢字、語彙もやや難しく見えるなどということがありまして、今の人にとって記述が難しくて気軽に読めないのは非常に残念だと思っていました。そこで執筆にあたっては、できるだけ解りやすく文化の有様をお伝えしようと心がけておりました。

さて近世名古屋の文化の出発点はやはり初代藩主の徳川義直だと思います。そこで今日は「徳川義直と学問」という、ちょっと大きすぎる演題で恐縮なのですが、お話をさせていただきます。



中御座之間北御庭惣絵(左側が北)
(名古屋市蓬左文庫所蔵)



金声玉振閣(右側の建物)
(中御座之間北御庭惣絵 部分(名古屋市蓬左文庫所蔵))

左の図(中御座之間北御庭惣絵)は二の丸庭園を描いたものですが、二の丸は元和六年(一六二〇)に完成しました。その一三年後の寛永一〇年(一六三三)、その中に聖堂が建立されました。聖堂の名前は金声玉振閣と言います。これは「きんせいぎよくしんかく」と読みます。



この金声玉振という言葉は、『孟子』に基づく言葉です。孔子が徳を集大成していることを賛美した言葉でして、この名前からも、儒教に対する尊崇がうかがえます。その金声玉振閣の中に安置されていたのが金聖像(次ページ写真)です。徳川美術館の図録(『徳川義直と文化サロン』)の中から使わせていただきました。さて、真ん中にいらっしゃるのが孔子です。孔子は、唐の玄宗のときに、「文宣王」というおくりなを受けました。それでこの孔子像は、「文宣王像」と言われるのです。それからその向かって右隣に帝堯、左隣に帝舜、帝堯の右隣に帝禹がいます。いわゆる古代中国の聖王です。



金聖像 (牡丹時絵祀堂形厨子入)

(徳川美術館所蔵) (c)徳川美術館イメージアーカイブ／DNPartcom)

そして左端にいるのが周公旦で、周王朝の基礎を築いた方です。

もう少しご説明しますと、帝堯像は純金製で徳川家康から贈られたものだと言われています。ほかは青銅に金メッキしたものです。大きさは一九センチから二二センチぐらいですから、大きいものではありません。

このように聖堂の中に、聖王や先王を安置しまして、儒教が目指すところを象徴的に表わしたと考えられます。この聖堂ができたことを記念して「積奠」という儀式が行われました。

では、関連年表で確認してみましょう。先にお話ししましたように、元和六年（一六二〇）に二の丸庭園の築造

が完成しました。そして寛永一〇年（一六三三）二月、名古屋城内に聖堂を建立し積奠を執行しています。

なお、これから先の話に関わるのですが、寛永九年（一六三二）に林羅山が上野忍岡別邸に「先聖殿」を建立して聖像を安置し、義直が尽力して名古屋城内での積奠に先立って「先聖殿」で積奠を執り行っています。

「積奠」というのは『精選版日本国語大辞典』の解説によれば、「積」も「奠」も置くという意味で、供物を神前にささげてまつること。古代中国で先聖、先師の霊をまつること。後漢以後は孔子およびその門人をまつることの専称ということです。

今、私たちが積奠と言う場合、後漢以後の使い方として、先聖、先師というのは特定されています。孔子およびその門人をまつるという意味です。

次に供物についてですが、積奠では牛羊などの犠牲を供えますが、それらを供えずに蔬菜そさいの類を供えてまつる場合は「積菜」と言います。

孔子や門人をまつること自体、儒教を尊崇することであることを高らかに宣言した儀式と言えます。その儀式には「積奠」あるいは「積菜」という二つの仕方があり、お供え物を野菜にするのが積菜というのです。

それだけの違いかと申しますと、もう少し違いがありまして、積奠のほうが儀式としては詳細であり、積菜は簡略化した儀式であるとも言われますし、積奠には音楽が付いており、積菜の方は音楽がないという説もあります。ただ、音楽の有無による区別は、積菜でも音楽があったりしますので、必ずしもそうとは言えないようです。

積奠の流れは「陳設」の次に「饋享ききやう」となります。お供えものを下げて皆で分けていただくということになるのですが、これが最も重要な祭礼になります。

次に「講論」です。研究発表ではありませんが、今でいうシンポジウムに近いような、基調講演があつて質疑応答もあつたようです。そして「宴座」というような流れになってまいります。

左の写真は積奠図です。積奠とはだいたいこういうものなのだと示すものです。



積奠図 第一卷(二巻の内) (近藤守重(重蔵)筆)

(徳川美術館所蔵) (c)徳川美術館イメージアーカイブ／DNPartcom)

積奠図中の掛け軸についてご説明しましょう。中央左側の掛軸に描かれている人物が「先聖文宣王」で、これは前述したように孔子のことです。その向かって右隣の人物には、「先師」と書いてありますが、これは弟子の顔淵ですね。その右側に行きまして、これは少し見にくいのですが閔子騫^{びんしけん}という弟子です。それから冉伯牛^{ぜんはくきゅう}、仲弓^{ちゅうきゅう}、冉有と続きます。

これはみな孔子の弟子で、ここに並んでいる人たちは孔門十哲と呼ばれる人たちです。今あげた、顔淵から仲弓までの四人というのは、徳行に優れていると言われた人たちです。

左側に行きますと、まず子路。右端の冉有とこの子路は政事に優れていたと言われています。子路など孔門の中では少し変わり種として知られています。

そのさらに左隣の宰我と子貢は言語に優れており、子游と子夏は文学に優れていたと言われています。

掛け軸に仕立てた画像ではありますが、孔子という先聖を中心に据え、弟子がずらりと居並ぶようにこの積奠図では描かれています。

そして供物として、動物の脚がたくさん供えられています。積業ではなくまさに積奠です。

この積奠図は寛政元年（一七八九）に制作されたもので、積奠の様子がよくわかるので見ていただいています。寛文一〇年（一六七〇）上野忍岡の聖堂で執行された「忍岡聖堂積奠図」（『庚戌積業記』所収）も残っています。ただし、これは絵ではなく図なのですが、そこに出てくるのは、もちろん先聖は孔子なのですが、他のメンバーが全く違っているのです。

孔子から朱子学に至る道の流れというのがありまして、孔子の考えが弟子の曾子を通じて、孔子の孫の子思

に受け継がれ、さらに孟子に受け継がれます。孟子は子思の弟子に教えてもらったと言われています。だから顔子、曾子、子思、孟子の四人が先師にあたるらしく、その流れが宋学（朱子学）に継承されますので、その図には宋学の周濂溪^{しゅうれんけい}、程伊川^{ていいてんどう}、程明道^{ていめいどう}などがおり、もちろん朱子もいますが、そういった朱子学に関わる人たちがずらつと並んでいます。

ですから忍岡の積奠では、朱子学を標榜することは明確ですが、見ていただいているこの積奠図でいきますと、これは孔子と孔子のもとで実際に学んだと思われる弟子たちということになっています。

次に、義直と積奠についての話をさせていただきますが、それに先立ちまして、積奠というのが日本に入ってきたのは、ずいぶん昔のことだということを確認しておきたいと思います。

儀式にも規定があるのですが、平安時代にはもう行われていたようです。足利学校などでも一五〜一六世紀に執り行われていたという記録があるようですが、時代が混乱して京都で戦乱がありますと、積奠を執行するところがない、そんなことをしている余裕はない、それどころではないということもありまして、忘れ去られてしまうことになるのです。ですから先ほど確認していただきました寛永一〇年（一六三三）の積奠というのは、まさに積奠の再興ということになります。

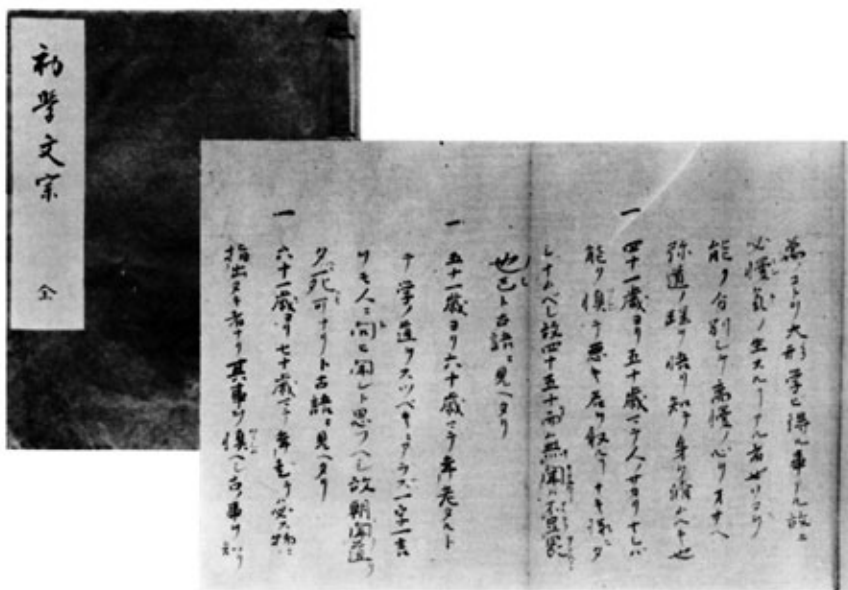
義直が林羅山のところで行った積奠については、林羅山が聖堂を建立して聖像を安置したときに、義直が聖堂の扁額を書いて贈ったという有名な話があるように、義直はかなり支援をしています。

林羅山の忍岡別邸は、家光が莫大なお金を与えて建てるに至ったことですが、一方義直もその聖像、積

奠に関わっており、積奠が再興されるにあたって大きく貢献したと言えます。

さて、積奠をすれば儒教が普及するかと言いますと、そういうわけにはまいりません。そこで「初学文宗」のお話に入りたいと思います。これは名古屋市蓬左文庫に収められた書物です。

「初学文宗」は義直自身が書いたものと言われており、秘庫に収められていました。これだけの傑作をなぜ秘庫に収めることになったのかということはやはり大きな問



初学文宗(名古屋市蓬左文庫所蔵)

題で、これからの私の課題だと思っています。

「初学文宗」の内容としましては、序文に加え、孝行、修身、軍事、治国、礼法、官位、神社、葬祭、惑の九つの項目について意見が述べられています。

いきなりで恐縮なのですが、最初の序を少し読んでみます。

「夫、学それの事は難きにあらず。人生の日々に用ひ行ふ処、是皆学の道なり。今の人此理を知者少し。学問と云へば、愚なる者の成べき事あらずとて、聞べき事ともせず。故に愚なる者はいよいよ愚にして、道を知ことなし。我是をいたみ思ふ故に、人始て生しより七十以上までの間、心を正し、身を修め、国家を治め、其外、官職・礼法・軍旅・葬祭に至るまで、仮名を以て是を書付て一卷と成て、是を初学文宗と名付。蓋し初学の人をして、大道の一端を知しめんと思ふ心なり」と書かれています。

配布資料には棒線が引いてあるかと思いますが、これは私の独断と偏見で引かせていただきました。短いとはいえ全部を読むわけにはいかないものですから、読み進む手がかりにいただければと思います。

先にご紹介しましたとおり、「人生の日々に用ひ行ふ処、是皆学の道なり」とありまして、ここで学問は日常と密接に関わるものだと言っています。

日常と申ししても、戦乱の世ではなく、いわゆる平時です。日常と密接に関わることは、人として日々のように生きるかを学ぶことなのだと宣言しているのです。

その下に書いてあるのですが、このことを理解する者が少なく、「愚なる者の成べき事あらずとて、聞べき事ともせず。」と書いてあり、当時は戦乱が治まって間もないなかなか学問が普及していない状況であつたのです。

その一番最後の部分、「蓋し初学の人をして、大道の一端を知しめんと思ふ心なり」というように、この執筆意図は少し大袈裟に言うところ、人々を啓蒙しようという思いからです。目指すところは、人々を啓蒙して学問の道に進ませようということであつたことがわかります。

それから、次に「古より」と書いてありますが、これはいわゆる胎教の話なのです。ここからはなかなか面白いので、できれば皆さんにも読んで味わっていただければと思います。胎教から話が始まるのですが、中国では胎教とはかなり古い時代からあるものなのです。

その次に、一歳から五歳まで、六歳から一〇歳までというように区切って書かれています。「初学文宗」には数種類の写本があり、写本によつてはこの区切りが若干違つていたりするのですが、これを読んでいただきますと、義直の人間洞察がかなり優れていることがよくわかります。しかも今でも通用するのではないかとこのころが、なかなか面白いところですのでぜひ読んでください。

一六歳から二〇歳までのところには「高校生から大学生になつたくらいですが――殊に禅法に入ることなかるべし」と書いてあります。禅法に傾倒してしまつて出家するということが無いようにしなさい、と書いてあることが、なかなか印象深いです。

さらに面白いのは、この最後に「多く酒を飲ことなかれ」と書いてありますので、この年齢でも少しなら良かったのかなと、そういう感じがします。

そのほかに見ていただきたいのは、序文の次の親孝行の事です。孝行というのは普遍性があります。別に儒教に限ったことではありません。孔子が儒教ということ

言い始めたときに、親孝行を儒教で目指すため、仁の徳を孝行と結びつけ、孝行を最高レベルの徳行としました。儒教の中で家族主義というのは非常に大切なものですから、「初学文宗」でも最初の方に載せたのでしょう。

親孝行についてですが、「礼に違はざるを以て孝とするぞ」と書いてありまして、親孝行は、個人的親子の想いで突つ走つて行つていいのかというと、いやいやそれは礼というものの枠に収まつた孝行でなければいけないぞ、と言うのです。お父さんがこう言うのだから、お父さんの想いを叶えようということで突つ走つてもらつては困るよということです。

ですから孝行の最後の辺りに「葬祭に至ては、父薄くせよと命ずと云ども、子慎て行をば命にそむくと云べからず」と書いてあります。礼をちゃんと守りなさいよ、ということです。

次に軍事を見てみます。「夫、軍法は第一に身を修る事、次に人をする事、次に国を堅くする事」と書いてあります。

私たちは、軍事というと、それこそ平時にも乱を忘れるなというようなことが書いてあるのかなと思いがちですが、実際には国を上手く治めると言いますか、軍法を統治と拡大して考えた方がいいのか、とにかくこのように書いているわけです。

次に神社に関して申しますと、比較的素朴なことが書いてあります。神社のところには「神は敬め遠ざくるを本とするぞ」と言つて、「神に私の利を申すは大なる過ちなり」と書いてあります。

私はここに来るにあたって、近くの氏神様に、「この講演が上手くできますように」とお参りをしてまいりましたが、これは大なる過りであつたかもしれません。

時間の関係で先を急いでいますが、ゆっくり読んでいただきますと、なかなか面白いのでぜひ読んでいただきたいと思います。ここで申し上げたいことは、「初学文宗」は初学者を啓蒙する目的で書かれたものですが、本当に『論語』の引用が多く、『大学』の八条目をはっきりと使っていて、そのようなことから儒教に基づきことがよくわかるということです。

日常的に生涯にわたって学問を続けていくということ、序文で述べているように、学問を解りやすく提示して、安定した個人から家、社会、国に繋げていく、個人の学問的な研さんがゆくゆくは天下国家の安泰に繋がっていく、という考えです。

天下国家を安泰に治めようとするれば、個々の人が我が身を修めるべしということが、非常に上手く説かれるのが儒教ですから、「初学文宗」の主張はまことにむべなるかなというところです。

時間がなくなってしまう最後となりますが、「義直と学問」ということでまとめさせていただきますと、この時代、儒教というものが尾張藩に限らず浸透していたかという、必ずしもそうではなかったと思われます。幕府が体制維持、体制教学として儒教、特に朱子学を使っていたということも、実際には難しかったと言われています。

家康が学問好きで、儒学の書というのが統治の助けになると考えていた、とは言われています。その影響からか、大名の中には遺訓や遺書に儒教的な理念を盛り込む者もいたと言われておりますが、けっして多くはなかったのです。

大名でもこのような調子ですから、まして下にいる武士が学問をする、あるいは学問に打ち込むような状況ではなかったのです。

大阪の陣で決着がつき、いわゆる「元和偃武」、武器を収めるということで、時代が戦闘から太平に変わったということに伴いまして、武士が武から文へ生き方を変えることとなります。しかしそれは本当にゆっくりで、激変ではないのです。

大阪の陣は慶長二〇年（一六一五）ですから、その少し前の「武家諸法度」の中に、「治によりて乱を忘れず」とあるのですが、安泰だからといって生き方を変えるのではなくて、その中にあっても戦闘の時を忘れてはいけないという思いを精神の中心に据え、武士がいかにも侍らしい、武者的な生き方をよしとする傾向がまだまだ残ったと言われています。

そうした時代状況の中で、義直が高らかに儒教に基づく学問をしようと言言をしたということは、特異であり、私は非常に偉大な人であったと思います。

ここではお話する時間ありませんが、義直はそもそも編さん事業を立ち上げていることなどからも、新しい世の中を治める藩主としての姿勢というのが非常に明確にうかがえます。最初に申しましたように、私は名古屋の文化がどのように発展していかを、なんとか市史の中で書けたらと思うておりましたが、義直はまさに、名古屋文化の出発点に立ち、時代の動きを見据えて、学問をすすめるというかたちで人々に新しい生き方を提示しようとしていたように思われます。

単純なお話になってしまいましたが、以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

（注…「初学文宗」は、名古屋市教育局委員会編『名古屋叢書 第一巻 文教編』に所収されています。）

近代に於ける名古屋城郭の処分とその変遷

—名古屋城北練兵場の創設を中心に—

元四日市大学教授 池山 弘

ただいまご紹介頂
きました池山です。

現在名城公園や旧
国立病院などになっ
ている地域が、戦前
は旧陸軍の演習場であ
ったのですが、今日
はその創設に関する
諸問題についてお
話をさせていただきます。



東京の徳川林政史研究所には、徳川慶勝が撮った写真の原板がたくさん保存されています。お配りした資料の写真の中に、成瀬氏の中屋敷がありますが、これは現在の明和高校の場所にありましたので、この場所は城の中ではなく郭外ということになります。

上屋敷はメインストリートにあり、護国神社の通りの一番奥の一番いいところに広大な八〇〇〇坪か九〇〇〇坪の邸があったのですが、それとは少し違います。

続いて二枚目、青焼きの名古屋城郭の略図です。これは見ていただきますとおわかりのように、右下のところに市役所、県庁という文字が入っております。従って昭



名古屋市博物館『幕末 城下町名古屋復元マップ』より

和八年ぐらいから市役所や県庁が払い下げを受けて建築をしていく頃です。そして北側の堀に接して名古屋城北練兵場があります。広大な四〇町歩ばかりの大きな土地がこの図の中の真ん中の上のところにあります。その敷地の中に、招魂社と思われるお宮さんがあります。これは後の昭和一〇年に、護国神社の敷地に移転をいたします。その頃の様子を表している図では、郭内にはまだそのほかの移転していない兵舎があります。

その次の地図は、名古屋市博物館が作った街並みの再現マップ（『幕末 城下町名古屋復元マップ』）で、幕末の頃だと思えますが邸の名前が入っており、その上に現行の官公署などが重ねて記入されているので非常にわか

りやすいものです。

先ほど言いました成瀬と、竹腰というのは、この武家屋敷、三の丸というのですが、三の丸の一番いいところに大きく左右に分かれてあるということが確認できました。竹腰は今の愛知県警の位置だと思っています。

最初に、旧封建家臣団の処分と、城郭内居住邸の処分についてお話しします。

おそらく、中学生や高校生の諸君は、大政奉還により版籍を奉還して廃藩置県をしたということは日本史で習



大名小路(名古屋城振興協会所蔵)

います。そして、今のような状態、市役所や県庁や警察本部が建っている状態から、その建物を取り払った昔の城が現れるというイメージを持つのではないかと思います。ですが、そこにはものすごく立派な邸が目白押しに並んでいました。もしこれが残っていれば、名古屋城天守閣、御殿と並ぶ素晴らしい文化財であったと思います。それは後で話しますが、これらを破却するわけです。これはどうしてかというと、近世の徳川封建制が明治国家に変わるとき、問題になるのは武力です。

つまり前の社会を維持していた武士団の拠点である城郭をどうするかというのは、明治維新政府にとって一番大事な問題の一つなのです。

廃藩置県によって、全ての近世城郭は明治四年三月に兵部省、明治五年には陸軍省の管轄となります。当初名古屋城に東京鎮台の名古屋分営が置かれましたが、明治六年から名古屋鎮台に格上げされました。

鎮台所管の範囲は非常に広く、後の第三師団の範囲よりうんと広くて、北陸の方まで含んだ地域でした。

明治六年一月には、二〇〇以上の城が全国にあったのですが、そのうち四三城だけを存城とすることにしたわけです。管下では名古屋、豊橋、金沢、福井という四つの城が残されます。つまり軍事基地となる可能性があるということ、存続が認められたわけです。

城の中には大名の家臣の邸があつて暮らしており、これをどうするかというのですが、最初の法令では自分の間は拝借地とみなすと書かれているのです。この拝借地というのはどういふことかというと、誤解をしやすいのですが、本来尾張藩というのは徳川家の所領であるわけで、その中で家臣団がその土地をどういう権利で利用しているかというときに、殿様から与えられていると考

えがちなわけです。それを当てはめると、明治になってからも何か特権を持って自分のもののできるのではな

いかということも考え得るわけですが、ここでの解釈というのは、版籍を奉還しますから、すべての土地が国有になるわけです。その帰属についてはまだ決まっていま

せんので、差し当たりは官から借りて住んでいるのだという意味です。だから国から拝借をした土地であると理解をすればいいと思います。

旧封建家臣団がまだ明治の初めには城の中に住んでいるわけですが、そこではいろいろな問題があったわけですから、そこではいろいろな問題がありました。

資料「尾州名古屋城三之丸郭内地価之義二付伺」は、三の丸の地価について、立ち退き、あるいは買収するときにいくら払ったらいのかということが問題となり、それについて尋ねている資料です。

名古屋の場合には明治七年に陸軍省がこの土地を軍事基地にするので、中の人間は出て行けという方針を出すわけですから、その時に、いろいろな問題が出てきます。

この資料のポイントを整理しておきました。大蔵省第一五号では「存城内居住之分当分拝借地ト看做可申旨」従来居住している貫属は―愛知県本籍の者ということになるわけですが―貫属邸に関して換地か買上なのかを大蔵省に問い合わせています。

つまり買上というのは、ここに住んでいる家臣団に所有権があるということです。

た建物にすぎなかったのが、問題になるということですから。

それに対して陸軍省は、省にとって必要なだけを買上げるという方針を出しました。今の旧国立病院のところに練兵場を作るということで、三の丸の土地を買上げるわけですが、貫属の居住地に対しては一坪一〇銭、家作の引越料一坪一円が渡されています。

これは買上代です。お金を払うということは所有権を認めているということになるわけです。

旧尾張藩の三の丸内地所を陸軍省が買い上げた事例があります。それを見てみますと、まず一番最初の資料にあります。天第二三九号です。これは、土地を引き渡せと言ってきたときに、買い上げ代金を支払ってくれるならば、図面などを取り調べた調査書をいつでも提出するという主旨が書かれているわけです。

二つめの「尾州名古屋郭外貫属貸渡地所低価払下伺」は、東京に住んでいた徳川家の旧家臣が名古屋へ帰って郭外に長屋を作ったところに住んでいることを、どのように考えるかということです。郭外の土地については、安い値段で払い下げるといふ方針が出されているわけですから、そして何第七一号を見ますと、先ほどの三の丸練兵場を作るといふことに伴い、三の丸の中にある旧家臣の地所建物等を処分しなくてはならないわけですが、この資料を見ていただきますと、「一、坪数・・・」「一、建坪・・・」と一つ一つの記載で出ているわけです。

例えばその中には貫属の受領地と書いてあります。「一、坪数四一八八坪 貫属受領地」。これは旧家臣団が殿様からもらっている土地だと考えます。私の理解が間違っているならまたご指摘を頂きたいと思います。

それから三つめのところの「官地」については、徳川

家が土地という文言があり、その二万八三九二坪は徳川義宣が国に差し上げて官地、国の所有地になっているということですから。

次に開墾地という文言があります。これは、官地になっているけれども開墾地として認めたということで、権利関係が少しややこしくなっています。官有地の中の開墾地として認めた部分です。

このようなものが区分けされて記述されています。このようなところから、明治維新の城の処分というのはそう簡単ではなく、国の方針がぶれます。各藩の事情とか各家の事情というのが非常に特殊で、城の場所や時期によって状況が変わるということで、なかなかつかみにくいと思います。

次、ここがいちばん面白いところです。

名古屋城郭の三の丸の武士団の土地を、最終的にはきれいに取り払って、お金を支払うのですが、そのお金が払い過ぎであるという資料です。

金一万二九五七円三三銭云々とあり、これは「御下ヶ渡高」ということです。そして一二二円七二銭五厘は「渡残返納之儀相伺候分」と書いてあります。たくさん予算をつけてしまったけど余ってしまった。だから一二二円余をどうしたらいいか問い合わせているのです。

内務省に問い合わせたら、大蔵省へ返せということが次に出てくるのですが、これをどう理解するかです。私が重要視したいのは、徳川家には金を払いすぎるほど渡すわけです。単なる数字の間違いとか事務の手違いとかいうようなことではないと理解しています。

なぜそういうことに注目したかをお話します。

岡崎城というのは、軍事基地としては必要ないという認識があったのでしょう、それでもって廃城になるわけ

です。岡崎城郭の中の土地は、家禄奉還者へ下げ渡されています。つまり一般の価格よりも安い値段段でもって優先的に郭内に居住していた家臣団に払い下げるといこととです。従って、岡崎城郭の中の武士の居住地は、彼らのものではなかったのです。

一方、名古屋城の場合には何万円かのお金を払っているわけです。明らかに、買い上げ代金というカテゴリーも使われていますので、岡崎城とは取扱いが違っているのではないかと思います。

次に、後に一八聯隊が置かれ、軍都とも言われる街になつていく豊橋城のケースを見てみます。名古屋の場合と同じように、明治七年から居住者の一掃にかかるわけですが、明治一年でもまだ決着がつかず、郭内に居住しているのです。『公文録』には事務方がもたもたしているのだということが繰り返し書かれています。その事務方の遅れというのは、いったい何が原因なのかということについては書いてありません。

次に紹介するのは、政府がこの時点でどのような方針を持っていたか記述している二つの資料です。当時は明治一〇年に西南戦争が起き、熊本城の攻防戦が激戦となりました。こういった不穏なことがもし起こったら、必ず城郭が利用されますので、軍の方は居住者を退去させるといふ方針をとるわけです。

これは、桂太郎が山県有朋に宛てた復命書で、三重県の津から姫路までの七つの城に派遣されて調査したときのもので、中に住んでいる武士団がどうなっているかを調べた明治一二年の資料です。そのうち西の三つの城では中にも入れません。中央から派遣された調査団が中に入れないということで、実態がどうなっているかわからないということが書いてあるのです。

それに対して山県の書いたものですが、明治一三年に官以外の人間である人民に城内の土地を私有させないとしています。「目下ノ存城ハ皆枢要ノ地ヲ占メ他日要塞設置ノ用ニ供スヘキ者ニシテ」です。もしその私有地を「城郭内ノ地ヲ割テ人民ニ与ヘ之ヲ私有セシメハ或ハ水田ヲ開拓シ或ハ池塘ヲ鑿開シ其地高大ナル土工ヲ興シテ地形ヲ変シ又石造煉瓦等ノ堅牢ナル建築ヲ興スモ之ヲ制限スルヲ得ス有事ニ際シ諸隊ノ建物及発射展望等ヲ妨ケ其他守備上ニ就テ妨害尠カラス」と、これが人民に城内の地を私有させない理由です。

つまり、人民に売却等々をしますと、そこに構造物を造つて大砲を撃つ場合に邪魔になると考えています。要塞を作るといことが、この明治一〇年代の初頭の課題であつたわけです。これが、北練兵場が作られることと非常に密接に関連してきます。

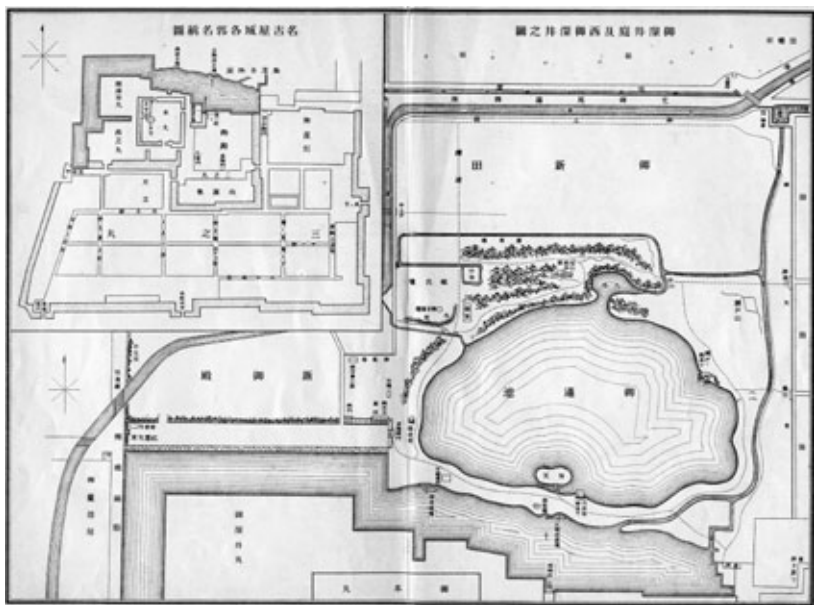
さて、徳川家の新邸（新御殿）地買収によつて名古屋城の北練兵場が作られるわけですが、先ほど申し上げたように、徳川家は新邸地も含めて上地しています。徳川家は文政期に城の北側の堀に隣接した場所に新邸を作っており、その土地を国家に差し上げています。しかしそれをもう一度払い下げてほしいということを、明治六年の四月に願ひ出ているわけです。それが県を通して内務省のほうに、あるいは大蔵省に申請し認められるわけです。

「尾州名古屋郭外徳川義直元邸地等御払下之儀伺 第三十六号」の中には開墾地が二つ出てきます。一つは元成瀬正五位上邸地の八三八七坪で、もう一つは一万六五八坪の「建中寺西火除地之分」です。建中寺の西側に火災防止のために空き地が作つてあるわけです。これがどうして徳川家が払い下げてほしいという権利があるのかと

いうことです。上地をしているのに、建中寺は菩提寺ではありますものの、その隣接地がなぜ徳川家の土地になつたのが疑問です。

いずれにしても、この二つに関しまして開墾地であるということで払い下げを申請し、さらにその下には一三万八一四七坪の「徳川義直元邸地之分」を払い下げてほしいと書いてあります。

それに対して愛知県令の鷲尾が言っていることが面白いのです。「右ハ尾州名古屋郭外徳川義直拝借」と書いてあります。徳川義直は東京に邸があり、東京の貫属で



金城温古録に拠る新御殿周辺図

本籍地があるわけで、東京の屋敷に家族とともに住んでいます。それにもかかわらず、なぜ名古屋に邸地があるんだということで県令はNOとし、これは筋が通らないだろうと書いてあります。拝借地のほうは許可をもらって費用を投下して開墾しているので、これはいいだろうというようなことでありますけど、最終的にはこれを引きつるめて、徳川家の邸地だけではなく、荒地地になっている部分も含めて払い下げということになるということです。

次は、払い下げを受けた徳川家の新邸地の沿革と状況についてのお話です。徳川林政史研究所所蔵資料「新邸地取扱留 明治九年」に基づいてご説明します。

明治二二年に、陸軍が演習地を作るということで、この小作人は全部出て行けと命じられます。小作人は土地を借りてやっているので、それを全部出て行けということなんです。そこで嘆願書が小作人等々から出るわけです。その小作人の嘆願書の中に、沿革がよくわかる資料が入っています。

「該地ハ維新已然徳川家庭園ニシテ池沼山林原野等ニテ今尚其跡ヲ残ス処モ有之當時恰区域内ノ殊ニ瘠々タル荒蕪地新田ト可申前二八十余名ノ小作人ハ爾来十数年孜々勉勵夜ヲ日ニ繼キ勞力ヲ費シ肥料ヲ投シ之レカヲメニ尽ス」とあるわけです。そして下から二行目のところに「八十有余名中の八九分ハ農業専務」とあり、農業を専業として生計を成しているというわけです。

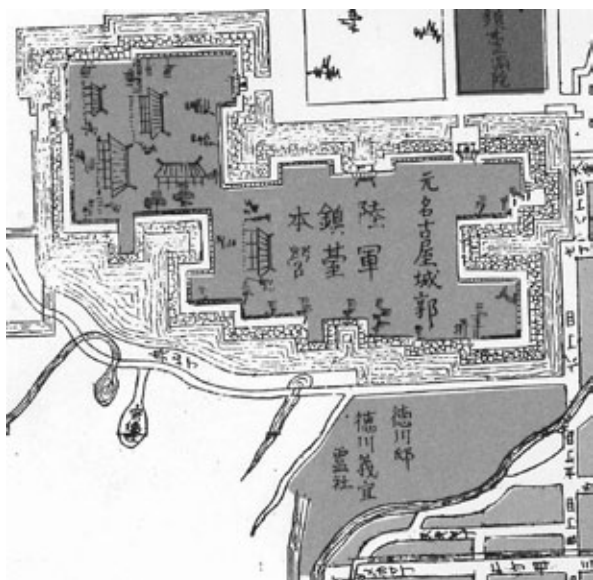
その一番下に「一村藩ニテ」とありますが、これは愛知郡の上名古屋村という地区に属するわけです。この上名古屋村の中の徳川の新邸地と称する四〇町歩ばかりの耕地が「直ニ御買上ケ」になったら、各自の生計は成り立たないということが書いてあるわけです。そこでは、

小作人は最下層の暮らしをしているということが書かれています。

「明治二十二年三月調 新邸地作人惣人員」の中で、新邸地作人惣人員二九四名と書いてあります。つまり徳川家の約四〇町歩の田畑に、約三〇〇人が小作をしているわけです。

日本の寄生地主制ができる頃、愛知県で最大の地主は徳川家だったと思います。この四〇町歩が、まとめて追いついてを食らってしまうと、小作人の生活が成り立たないと同時に、上名古屋村の四〇町歩が全部陸軍の演習地になるわけです。そうなるかどうか、それは村として成り立たなくなります。

県の公文書館に明治一七年に実施された地籍調があり、それによると上名古屋村の面積は一〇町歩とあります。官有地が七町ぐらい、民有地は一〇三町ぐらいあり



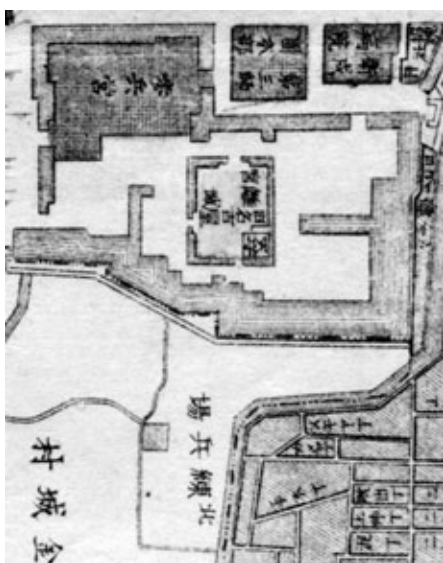
徳川邸がみられる明治18年当時の地図(下側が北)
(愛知県名古屋明細図より)

り、その内の四〇町歩が召し上げられてしまうと、一村の中で四四％の土地が一気に消滅してしまいます。

これが原因の一つだと思えますが、上名古屋村は愛知郡から郡界を越えて西春日井郡のいくつかの村と合わさって、金城村になるわけです。これは村の生活を完全に破壊してしまうことになり、村の人にとって大変な打撃になる問題です。

陸軍省による徳川家新邸地買上をめぐる動きとして、この土地をいくらで買い上げるかが問題になります。資料を見ますと、徳川家はいろんなところを調べて、地価の相場はこうだと、あるいは地券ではこのようになっていくという、資料を取りそろえて高い値段で買い上げてもらえるよう交渉をするわけです。

次に紹介する資料は、東京の御家扶、徳川家の使用人が、徳川家の代表者の中山篤次郎という人に出した資料です。



北練兵場がみられる明治27年当時の地図
(名古屋明細図より)

いろいろ取り調べたけれど、「同省定額金ノ都合ニテ当方望ミ通ニモ難行届事情種々内談有之不得止次第二テ終ニ今回談判結局相成候」、ついに談判が整ったということで移転費用と合わせて金四万円をもって「上地ノ箆相成候」ということになっています。陸軍省には四万円しかないものでこれで退けという、非常に乱暴な話です。その内訳は、その下にざっと出ています。

ここで面白いのは、請求高に対して陸軍省の査定が何割であったかということが書いてあるのです。移転料含めて四万円という計算になるわけです。だから厳密な査定とは無縁であります。

小作人の嘆願書の中に、自分の費用、労力を投資して一生懸命十何年間やってきたことにより地価が上がっているはずだ、という指摘があります。それで私は、払い下げの値段と買上の値段を計算してみました。そうしたら、払い下げの値段は、四六町歩余りあったとして、四五八三円余りです。一方買上の価格はどうだったのかというと、これは道路などの官有地や畦分五〇〇〇円を除きますので、四〇町歩で買上価格が三万四〇〇〇円であり、この比率は七・五倍です。国から払い下げを受けた金額の七・五倍で売却するわけです。約一五年間くらいであります。だから、小作人が言う道理がひとつわかるということでもあります。

次の問題は、この土地を立ち退く期限がどれくらいかと申しますと、御請書の資料を見えます。「今度陸軍省御用御買上地内建造物等本月十七日より」これは四月一七日ですね。四月一七日より「三十日已内ニ取払御引渡可」と申しつけられています。一ヶ月で立ち退けと、こういうわけです。

これは極めて異常と言いますか、大変乱暴な話です。

そこで次の資料、「移転御猶予願」が出るわけです。これは徳川家の邸の話です。徳川家の立派な邸が、そのいちばん隅のところにあるのですが、それを大曾根に持つていくわけです。その引越に邸の話が出てくるのですが、徳川邸の移転に関する資料がこれです。

一五〇日間待つてくれということを言いました、県知事のほうから「期限内無相違移転スヘシ」で「願之趣允許ス」ということであります。これで金額も、新邸地引き渡しも、移転の話も結着しました。

その次、陸軍省による新邸地買上げに対する使用人・小作人等の動きです。この邸の四〇町歩ぐらいの中に、三種類の人間がいるのです。

一つは「田畑世話懸り」という人がいます。井上周助と立松慶三郎という二名がでてくるのですが、それは言ってみれば徳川家の開墾、小作経営の管理者で、役宅に住んでいます。その人たちから歎願書が出てくるというわけですが、結論は、二〇円で安く譲ってやるから引越して立ち退けということで、二〇円を早々に差出せということなのです。

また小作人の歎願書の中に、「該耕地ニ付テノ労費ハ暗々裏ニ御売却代金之取得被成下候増額ヲ来タスハ自然之道理ナラン」とあります。自分たちが一生懸命働いた成果はその土地の売却代金の上昇となるというわけです。だからこれは自分たちの要求の根拠を示していることではないかと思えます。

そして、もしこの願いが採用されたならば、転業の生計資金の若干を「御恵与アランコト」とあります。つまり転業の為の資金を与えてください、というお願いであるわけです。

次です。陸軍省の買上に対して、徳川家はどうな

動きをしたかということです。一つの書簡が出てきます。読んでみますと、次のようなことが書いてあります。

言うことを聞かない小作人がおり、立ち退けと言っても、「ああだ、こうだ」と言つて立ち退きません。「該移転者ハ部外之人民ナレハ直接招喚等モ不行届訳ニ付対座当衙於テ難取扱」と書いてあります。

これは、服部直衡という人が、徳川家の窓口になっている中山篤次郎に手紙を書いているわけです。忙しいから代筆だと書いてありますが、服部直衡という人は二二年に市制が始まる前の、名古屋区最後の区長でした。その翌年に名古屋市長が決まるときに、この服部直衡が一番の有力候補とされたわけですが、それが実現せずに中村修が初代の名古屋市長になるわけです。

なぜこういうことを言うのかというと、服部直衡というのは、尾張藩士で名古屋区長なのです。この場所は愛知郡の上名古屋村の話であり、名古屋区の話ではないわけです。だから部外の人だから呼び付けるわけにいかんと断っているわけですが、旧家臣であることを利用して、説得工作に当たらせるということをやっているわけです。ここに、明治維新期に古い権力、徳川家の持つ力、影響力を、いろいろな面で利用している様子を見て取ることができるわけです。

西南戦争のときに警察官が軍隊になるわけにはいかないので、それを内務省で集めて、新撰旅団という軍隊組織を編成して送り出しました。警察官が、鹿児島で西郷軍団の鎮圧に当たるわけです。

県に旅費などの予算がないということで、徳川家がこの旅費を立て替えた、つまり国家の軍事行動に徳川家が旅費を出しています。そのとき徳川家の旧家臣たちが骨を折って家臣を呼び付けて、「お前は巡査になれ」と説

得しています。家臣を兵隊にするのではなく巡査にするのです。そうさせて、新撰旅団を作りました。というように、徳川家が陰に陽に、いろいろな形で県政や国政に関わっているということが言えます。

徳川家の土地には、外から通ってくる人も多いが、住み着いて小作をしている人もいます。これが三種類目の人たちです。その人は建物ごと外に出なくてはならないわけです。

こういった人たちは何をやってたかというところ、恐らく小作の土地を引き上げたときに、その人たちがうまく処理をするというか、土地を有効に利用したりしている農家であったと思います。

愛知の家扶から東京の家扶に宛てたこの資料には、徳川家の経営について大変面白いことが書かれています。徳川家の土地に居住している小作人などの移転先として、邸に隣接する数寄屋町・前の川町に居住の人達に移転を求めています。今言ったように、徳川邸の外で小作している人が、玉突きで追い出しを食らうわけです。その人たちは「該地小作人（十八名ナリ）」とあり、一八名いると書いてあります。

そのうち一四名から、移転のOKをとりました。しかし四名がOKと言わないので、これに対して先ほどの服部直衡が説得工作に当たるわけです。徳川家としては、手紙のやりとりで東京と名古屋で相談しているわけです。

続いて、「貸渡地所小作人ハ一時蜂起スルノミナラス今度移転先大曾根エモ波及シ加之将来ノ所置之上ニ大イニ関係可有」つまり小作人の要求の前に処置を間違えたら、これは暴動が起き、事は上古古屋だけの問題ではなく、大曾根の方にも波及してしまうとあります。徳川家

はあらゆる所で土地を貸して経営しており、そういう所にも波及をするという文言を見たときは、ビビッと来ました。徳川家というのはそういう認識を持っていたのだ、と。ひとつ間違えたら大変な騒動が持ち上がるのだ、ということ。

次に訴訟処分資料です。その下に承諾書というのが出てきます。承諾書の中に、一八名の名前が出てきます。

これは承諾したかのような書類ですが、予め作った書類です。その内の四名はNOと言うわけですから、その四名の代表者の森周太郎を相手取って、徳川義礼が名古屋治安裁判所へ訴えるわけです。

次の資料が、解訟願です。「全ク被告之非理ナルコト了知仕候」とあります。これはどういうことかというところ、森周太郎は、今が絶好のチャンスとばかりに土地を返さず不当な利益を得ようとしていたが、自分たちが間違っており、道理がないということを反省して、その裁判を取り下げるということになったとあります。

そして最後ですが、恵与金の支給です。徳川家は翌年の明治二三年五月になって、訳のわからないお金を出します。「鬼頭剛ヨリハ願下ケ候」、「一統ヨリ歎願致候旨趣ハ取調之如ク聊御採用可出来理由無之候得共實際之内情ヲ探知スレハ右用地之為」とあります。これは陸軍用地です。続いて「困難ヲ極ムルモノ不寡哉ニ相聞候付特別之御仁恤ヲ以幾分之御恵与金被下方ニ致」。要するに、小作人には道理がないけど生活は非常に苦しいのでやむを得ないから、なにがしかの情けのお金を恵むというわけなのです。

そのために、二五〇円のお金を出すわけです。「右者昨二十二年新邸地内御用地之為作離レ」、これは小作地を取られてしまうということです。「作離レ致難洪之趣

ニ付特別之訳ヲ以テ前条之通御恵与相成候」、特別の訳、すなわち理由のたたないお金ということです。これが徳川家の土地問題でひとつの締めくくりとなりました。

かつて東春日井郡の林金兵衛が率いた地租改正反対運動を鎮めるために、尾張徳川家がお金を出しました。そのことを調べたところ、お金を出したのは徳川家に見えますが、実は国家が出しています。国家が出すと全国に波及するから、徳川家があたかも出したかのように見せかけるといふ資料が出てきたわけです。

二五〇円はいったいどういふお金なのかということの関連でも、非常に興味があります。この当時でしたら、徳川家が情け深いから特別にお金を出したというように読めるのですが、果たしてそうなのかどうかわかりません。

最後に、結論です。鎮台制から師団制への移行に伴う軍事施設の問題に関連して、理解しなくてはならないことです。

二つの表をあげていますが、一つは明治一〇年六月三〇日調べの陸軍省の年報にある愛知県の軍備の状況です。二つ目は、明治二四年三月の、各省所管の官有財産目録です。

この明治二二年にできた師団という制度は、歩騎砲三兵と言いますが、歩兵と騎兵と砲兵を中核とする兵隊が、一つの有機的な連携のある統一された軍隊として戦争を行うものです。

鎮台のときはどうかというと、歩兵、騎兵、砲兵はあるのですが、それぞれがばらばらです。これは言うまでもなく、土族の反乱と農民反乱に対して地域の安定を保つために出動する軍隊であるわけです。それに対して、師団というのは全く違うわけです。



昭和4年当時の北演習場

なのです。

いろいろな条件を持った広いところとして、鶴沼村や豊橋にある高師村は、全国一の演習地です。そういったものをこの時期に作っており、これが名古屋では北練兵場であり、小幡ヶ原の大砲射撃場です。

東大手のところに、この中で鉄砲を撃つたら弾が飛び出してしまうから土手を築いた、という記念碑が立っています。これは名古屋城内で近代における一番古い記念碑です。

初期の頃は小銃を撃つために小幡ヶ原まで行ったのですが、それでは時間がかかるからということで、郭内で撃つことにしたものの、弾が飛び出します。それを防ぐために、ものすごく高い土手を、倉庫を含めて造るわけです。

それはそれで一つの補強ですが、それでは駄目なわけです。明治二年七月に買収した小幡ヶ原の大砲の射撃場の規模は、坪数が二九万六〇〇坪です。明治の初めに買収したのは二万一七九五坪なのです。だから小幡ヶ原の大砲の射撃場というのは、師団制が作られたことに対応して、ものすごい規模で農民の土地や山林を買って上げて整備したのだと思います。

名古屋城の北練兵場が創設されたのは、いわゆる外征に備えた軍備増強の一環として意図されたものです。だから、創設は強行されたのです。防衛省の資料である「伍大日記三月」には、「各隊操練場之義ハ地区狹隘ニシテ差支不少」としか書いてありません。私たちが分析したように、外国に押し出していくために、今練兵場が必要なのだと、小作人には有無を言わず、そんなもの上から潰してでも追い出せというような文言があれば非常にわかりやすいのですが、それは手狭であるからとし

か書いていないのです。

こういった、北練兵場を作る過程で無理矢理強行した買上用地の引渡というのはものすごく短期間で、そして補償金額が少ないのです。それは、小作人等の要求を無視しているという乱暴なところにも表れています。

徳川家は、こうした陸軍の強引な用地買収に深刻な危機感を抱いて、名古屋区長の服部直衡を利用し、裁判に訴え、特別の理由を以て支給するお金を使い事態の沈静化を図ったと考えます。

この官有財産目録の資料には、名古屋市樋ノ口町四丁目の土地が、官有財産としてあがっています。名古屋城を要塞化し、いざというときに立てこもるためには米や火薬が不可欠で、関連施設が順次整備されていくのです。米は保存上の観点から玄米で保管し、使用する必要があります。ありました。

この樋ノ口町の土地については、明治一五年に買収し、御用水の入ってくる堀の水を使って精米する米つき場を造りました。しかし明治二四年時点の目録では、そこは空地とされており、米つき場が必要なくなった事を表しています。軍隊の役割の変更に対応し、要塞化計画もまた変更された事が読み取れます。

時間も経過しておりますので、これで終わります。本日はありがとうございました。

歩兵は例えば千から二千ぐらいと、騎兵・砲兵とを組み合わせた何千という兵隊が、一つの駒になって戦争を行います。明らかに国内での内乱、市民戦争ではなく外征の軍隊、外に出て行く軍隊ということになるわけです。

また、師団の戦闘能力を錬成する必要があり、そのためにはいろいろな兵隊が参加する演習地が不可欠となります。だから、アップダウンもたくさんある土地が必要

『新修 名古屋市史』資料編(10巻)・本文編(全10巻)発売中

『新修名古屋市史』は現在の名古屋市域を対象とした、原始・古代から現代に至るはじめての通史です。図・表・写真を豊富に取り入れ、それまでの研究成果を踏まえつつ、平易に読める市民のための市史として本文編全10巻を発刊しています。

また、本文編に引き続いて、資料編(全11巻)の刊行を継続しています。現在までに資料編を10巻刊行しており、この5月下旬には資料編の最後となる「近代3」の販売開始を予定しています。



●巻 構 成

資料編(監修者 元愛知県立大学長 塩澤 君夫)

巻	時 代 等	編集委員(肩書きは当時のもの)	頁 数 ・ 付図等
近代1	明治4年～40年頃	名城大学非常勤講師 故小林 賢治	915頁
近世1	尾張藩創設～明治4年	愛知学院大学名誉教授 林 董一	968頁
考古1	旧石器～古墳時代	愛知県立松蔭高等学校長 加藤 安信	965頁
自 然	自然編	名古屋大学教授 海津 正倫	548頁 オールカラー 目録 228頁
近代2	大正～昭和恐慌	名古屋学院大学教授 笠井 雅直	997頁
民 俗	民俗編	元名古屋芸術大学非常勤講師 津田 豊彦	974頁
近世2	江戸時代前期	愛知学院大学名誉教授 林 董一	879頁
近世3	江戸時代後期	愛知教育大学名誉教授 吉永 昭	928頁
現 代	終戦～昭和35年頃	元豊田工業高等専門学校建築学科教授 松尾 博雄	1,028頁
考古2	飛鳥～江戸時代	大同大学大同高等学校長 加藤 安信	1,040頁
近代3	昭和恐慌～終戦	名古屋学院大学教授 笠井 雅直	約1,000頁 平成26年5月下旬販売開始予定

本文編(監修者 学習院大学名誉教授 故大石 慎三郎)

巻	時 代 等	編集委員(肩書きは当時のもの)	頁 数 ・ 付図等
第1巻	旧石器～平安時代	日本福祉大学教授 福岡 猛志	894頁 遺跡地名表・遺跡分布地図
第2巻	鎌倉～安土・桃山時代	名古屋大学教授 三鬼清一郎	868頁 円覚寺領尾張国富田荘絵図 他2点
第3巻	江戸時代前期	愛知学院大学教授 林 董一	984頁 享元絵巻 他2点
第4巻	江戸時代後期	愛知教育大学名誉教授 吉永 昭	922頁
第5巻	明治時代	前愛知県立大学長 塩澤 君夫 金城学院大学教授 故近藤 哲生	931頁 改正愛知縣名古屋明細圖 他2点
第6巻	大正～昭和時代(戦前)	金城学院大学教授 故近藤 哲生	945頁 名古屋市實測圖 他2点
第7巻	昭和時代(戦後)	元名古屋博物館副館長 故久住 典夫	1,017頁
第8巻	自然編	名古屋大学教授 海津 正倫	428頁 オールカラー
第9巻	民俗編	名古屋芸術大学非常勤講師 津田 豊彦	924頁
第10巻	年表・索引		450頁 第1～9巻本文収録のCD-ROM

●定 価

各巻 4,500 円

●販 売 方 法

市民情報センター内販売コーナー(市役所西庁舎1階)、市政資料館、名古屋都市センターまちづくりライブラリー(金山南ビル12階)、名古屋城内正門横売店で購入できます。また、最寄りの書店からも注文できます。

●お問い合わせ先

名古屋市市政資料館 〒461-0011 名古屋市東区白壁一丁目3番地
TEL(052)953-0051 FAX(052)953-4398

公文書等の公開について（市政資料館の閲覧室で閲覧・複写していただけます。）

○「公文書」の公開

市政資料館では、明治から昭和に至る名古屋市の公文書を整理・保存し、公開（閲覧・複写）しています。平成25年度は、昭和57年度までに完結し整理の終了した公文書122簿冊を新たに公開しました。このうち、58簿冊については個人情報等を保護するため、簿冊の一部を利用制限しています。これまでの公開分とあわせて、11,431冊が利用できます。

〔新たに公開した主な公文書〕

*「 」内は簿冊名、（ ）内は簿冊の完結年度

- 「区域公告 梅森坂土地区画整理組合」（昭和37年度）
- 「建設省協議 高畑土地区画整理組合」（昭和40年度）
- 「公共用地・追加・地区編入・承認 松井土地区画整理組合」（昭和48年度）
- 「農業会議等 植田山土地区画整理組合」（昭和40年度）
- 「設立認可申請書 岩塚南部土地区画整理組合」（昭和46年度）
- 「追加編入承認 下之一色大蟬螂土地区画整理組合」（昭和52年度）
- 「都市施設用地処分報告書」（昭和57年度）
- 「東京瓦斯(株) 関係綴」（昭和57年度）
- 「基金関係綴 昭和56年度」（昭和57年度）
- 「富田町土地改良区(戸田一工区)換地明細書(道路)」（昭和57年度）



○「行政資料」の公開

名古屋市が発行した刊行物や地図・写真など81,725冊(平成26年1月末時点)を利用できます。

○「市史資料」の公開

新修名古屋市の編さん過程で収集した資料のうち整理が終わったものを複製（紙焼本）により1,898冊公開しています（個人情報等を保護するため、資料の一部を利用制限しています）。

表紙の説明

中御座之間北御庭惣絵（名古屋市蓬左文庫所蔵）

江戸時代前期（寛永期）に作成された、二の丸御殿の庭を描いた絵図である。

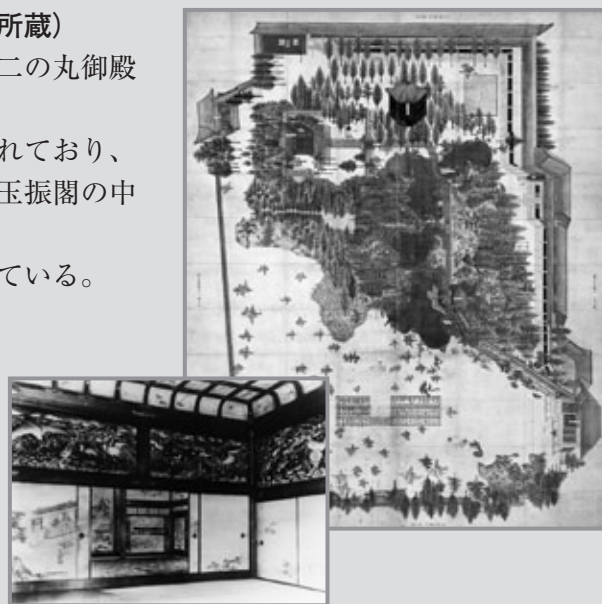
描かれた各種建物の名称は、貼紙に記されており、今回掲載した「徳川義直と学問」では金声玉振閣の中に安置されていた聖像を紹介している。

筆者は不詳だが、狩野派系の絵師とされている。

本丸御殿上洛殿内部（焼失前）

（名古屋城総合事務所所蔵）

慶長20年（1615）2月に完成したとされる本丸御殿の上洛殿内部である。本丸御殿は、元和2年（1616）に名古屋城に入った徳川義直が居住していた。



資料編「近代3」刊行のお知らせ

体裁 B5判 約一〇〇〇頁 上製本 箱入り
定価 四五〇〇円 (平成二十六年五月下旬販売開始予定)

資料編「近代3」刊行にあたって

「近代3」編集委員 笠井 雅直

本巻は、昭和恐慌・満州事変から敗戦までの時期を対象として、名古屋の政治、経済、そして社会の各分野にわたる資料を採録しました。新出資料の発掘や各種の資料を関連づけることによって、新たに提示することができた点は、次の通りです。

百万都市をめざして都市計画を推進してきた名古屋は、この時期には名古屋汎太平洋平和博覧会の開催を機として、名古屋観光ホテルの建設や新名古屋駅の建設と駅前整備、桜通の建設、そして名古屋市東部丘陵地帯の開発整備を推し進めました。東京・大阪に次ぐ「躍進青年都市名古屋」は、増区などの都市機構の整備をはかり、特別市制実現の全国運動の中心となりました。経済的には、航空機産業などの集積がすすんでいきましたが、貿易振興による名古屋産品の発展の時代でもありました。

日中戦争以降、名古屋は「軍需工業地帯」としても「繊維工業地帯」としても飛躍的な発展を示しています。太平洋戦争によって、名古屋は相貌を一変して「工業都市」、「軍需工業都市」として帝国枢要の地となりました。工業人口、都市人口は増加傾向を維持し、名古屋市は交通網や住宅などの各種のインフラ整備に邁進し、戦時特有の各種団体組織を町内会を基盤にしてつくりあげ、戦時統制・配給機構を堅固なものとしていきます。航空機生産の全国的な拠点であるが故の激しい空襲に対する防空施策・対応においても、官民挙げての組織的かつ機動的な取り組みに、名古屋の特徴がありました。

およそ五〇〇点にわたる資料とその解説で、当時の名古屋を感じ取っていただければ幸いです。



名古屋汎太平洋博覧会書外袋
(名古屋市政資料館所蔵)

資料編「近代3」目次

第一編 百万都市名古屋の発展

―名古屋汎太平洋平和博覧会の開催に向けて―

- 第一章 国際的大都市を目指した都市基盤整備
- 第一節 名古屋汎太平洋平和博覧会の開催へ
- 第二節 都市計画の推進
- 第三節 交通機関の整備

第二章 都市の膨張と名古屋市の行財政

- 第一節 特別市制促進運動と地域拡張
- 第二節 大岩勇夫市政と市会
- 第三節 積極財政と市債依存

第三章 都市の膨張と社会事業・市民生活

- 第一節 都市の膨張と社会事業の伸展
- 第二節 市民生活の多様化

第四章 恐慌からの回復過程と名古屋市経済

- 第一節 工業
- 第二節 商業
- 第三節 電力・ガス業

第二編 軍需工業都市名古屋とその解体

―日中戦争から敗戦まで―

第一章 軍需工業都市の形成と都市計画

- 第一節 戦時体制下の都市計画
- 第二節 戦時体制下の交通機関

第二章 戦時動員と名古屋市の行財政

- 第一節 戦時動員と名古屋市の行政
- 第二節 縣市政と大政翼賛会名古屋支部の結成
- 第三節 戦時体制と名古屋市政

第三章 戦時動員の諸団体と運動

- 第一節 戦時動員と町内会
- 第二節 佐藤市政と翼賛選挙
- 第三節 配給機構と市民生活

第四章 戦時下の社会事業と市民生活

- 第一節 工業
- 第二節 商業
- 第三節 電力・ガス業
- 第四節 農業
- 第五節 漁業

第五章 防空と空襲

- 第一節 防空
- 第二節 空襲
- 第三節 東南海地震

解説

名古屋市市政資料館

所在地 〒461-0011 名古屋市東区白壁一丁目3番地
(TEL) 052-953-0051 (FAX) 052-953-4398

交通案内 / 地下鉄名城線「市役所」下車 東へ徒歩8分
市バス・名鉄バス「清水口」下車 南西へ徒歩8分
市バス・名鉄バス「市役所」下車 東へ徒歩8分
市バス・メーグル「市政資料館南」下車 北へ徒歩5分
名鉄瀬戸線「東大手」下車 南へ徒歩5分

開館時間 / 午前9:00～午後5:00

休館日 / 月曜日(休日の場合はその直後の平日)、
毎月第3木曜日(休日の場合は第4木曜日)、
12月29日～1月3日

ホームページは「名古屋市市政資料館案内」で検索してください。
公文書目録のダウンロードや集会室(半日1,000円～)・展示室(全日1,000円～)の予約状況などがご覧いただけます。

公共
交通機関を
ご利用下さい

